

事務連絡
令和2年4月7日

建設業労働災害防止協会
総務部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
計画課機構・団体管理室長

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言を踏まえた感染予防対策
について（要請）

新型コロナウイルス感染症については、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日、特措法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置されるとともに、同月28日には特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針が策定されました。さらに、4月7日には特措法第32条に基づき、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県を対象地域とした新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発令されたところです。

貴協会におかれましては、感染症の感染拡大防止に御尽力いただいておりますが、緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、技能講習、安全衛生教育等、個別支援、集団支援等、外部の者と対面で実施する必要のある事業において、感染症に感染することを防止するための措置を引き続き講じるようお願いする。

また、緊急事態宣言の対象地域の知事が特措法第45条第1項及び第2項に基づく要請を行ったときは、その要請内容を踏まえて事業の実施に関して中止又は延期を検討するとともに業務体制を縮小する等、適切な対応をお願いする。

なお、本通知等の趣旨については、貴協会各支部に対しても確実に伝達いただき、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に遺漏のないようお願いする。